

技術指導型在籍出向支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、相双地域の医療機関における保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の看護技術の向上を図るため、看護職員を在籍出向等させる病院等の設置者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、雇用している看護職員を在籍させたまま相双地域の病院等へ看護職員として出向させ、技術指導を行う場合に要する人件費について、出向元の病院等の設置者又は相双地域の病院等へ看護職員として出向させ技術指導を行う出向元の病院等に対して、雇用している看護職員を在籍させたまま人員補充として出向させる場合に要する人件費について、人員補充を行う病院等の設置者（以下「補助事業者」という。）に対して交付するものとする。

2 補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と当該年度に発生した補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を対象として、予算の範囲内において知事が定める額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、技術指導型在籍出向支援事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号のその他定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 研修計画書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 出向契約書等
- (5) 補助事業者が負担する人件費の額が明らかになる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、出向に係る人件費総額の2割以内の減額変更とする。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、技術指導型在籍出向支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、技術指導型在籍出向支援事業補助金概算払請求書(第6号様式)及びその他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに技術指導型在籍出向支援事業完了報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、技術指導型在籍出向支援事業実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合にあっては、当該年度の翌年度の4月15日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績書(第9号様式)
- (2) 収支精算書(第10号様式)
- (3) 補助事業者が負担した人件費の額が明らかになる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4条第2項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、技術指導型在籍出向支援事業仕入れに係る消費税相当額報告書(第11号様式)により速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月5日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年9月18日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月29日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月4日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成27年度分の補助金

から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

別表（第 2 条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率
看護職員を在籍させたまま相双地域の病院等へ看護職員として出向させる場合に要する人件費〔賃金、手当（技術指導に係る勤務の実績に基づき支給されるものを含む）、社会保険料等〕※ 1	月額 463,000 円に勤務月数を乗じて得た額〔ただし、1月に満たない期間については、30日を基礎として日割計算した額（千円未満切捨て）を補助基準額とする。〕	10/10 以内
相双地域の病院等へ看護職員として出向させる病院等に対して看護職員を人員補充として出向させる場合に要する人件費〔賃金、手当、社会保険料等〕	月額 463,000 円に勤務月数を乗じて得た額〔ただし、1月に満たない期間については、30日を基礎として日割計算した額（千円未満切捨て）を補助基準額とする。〕	10/10 以内
相双地域の病院等へ出向する看護職員又は人員補充として出向する看護職員へ支給する赴任に要する経費（旅費、役務費、使用料及び賃借料等）※ 2	・ 県内から 299 千円／人 ・ 県外から 393 千円／人	10/10 以内

※ 1 他の病院等から人員補充として出向した看護職員を受け入れている場合は除く。

※ 2 事業実施年度に出向した看護職員であって、出向に当たって住所又は居所の移転を伴う者に係る経費に限る。